

沖縄振興一括交付金(仮称)の確保を求める意見書

新たな沖縄振興については、沖縄が今なお抱える県民所得の向上、雇用情勢の改善、離島の振興、基地のない平和な沖縄を目指した跡地利用の推進等の課題の解決を図るとともに、沖縄の魅力ある自然環境や地理的優位性等を生かし、沖縄独自の施策を主体的かつ効果的に展開していく必要がある。

そのためには、沖縄21世紀ビジョン及びそれに基づく基本計画を実効性ある制度・施策とするため、法的な裏づけと財政的な支援策が必要不可欠であり、国が使途を定めない、自由度が高い財源の創設等が新たな沖縄振興のためのさまざまな支援制度を講じることが何よりも必要である。

このようなことから、沖縄県議会としては、ことし3月10日及び11日に、衆議院議長、参議院議長等に対して、1. 沖縄振興特別措置法にかかる新たな沖縄振興のための法律の制定、2. 現行の沖縄振興計画の一括計上措置と同等以上でかつ自由度の高い沖縄振興一括交付金(仮称)制度の創設等について要請したところであり、また、去る7月29日には、さらなる進捗を推進する観点から、沖縄及び北方問題に関する特別委員会を含め、あらゆる機会を通しての国会における議論の推進について要望したところである。

政府は、9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、新たな沖縄振興策の検討の基本方向として、より自由度の高い沖縄の一括交付金の創設について発表したもの、その額などについては明示されないままとなっている。

よって、政府におかれでは、新たな沖縄振興に係る施策の円滑な展開を図る観点から、下記の事項について最大限配慮されるよう強く要請する。

記

1 沖縄振興一括交付金(仮称)については、新たな沖縄振興計画等の実現に必要な所要額の3000億円を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月4日

沖縄県議会

内閣総理大臣 }
沖縄及び北方対策担当大臣 } あて